

収支内訳書（一般用）の書き方

営業等所得がある方は、収支内訳書（一般用）を必ず記載してください。

令和06年分収支内訳書（一般用）

提出用

住所 日上市〇〇町×××××

フリガナ氏名 シロイ タロウ

氏名 市親 太郎

所在地 同上

電話番号 (自宅) ××-××××× (事業所) △△-△△△△

氏名 〇〇 卯夜

届号 〇〇 南会

加入団体名 〇〇 卯夜組合

表面

右ページ「収入金額」参照

金額 (円)	科目	金額 (円)
収入金額 ① 47,950,000	旅費交通費 ㊟ 148,000	
事業消費 ② 284,000	通信費 ㊿ 167,000	
その他の収入 ③ 80,000	広告宣伝費 ㊽ 205,000	
計 (①+②+③) ④ 48,314,000	接待交際費 ㊾ 163,000	
期首商品(製品)棚卸高 ⑤ 3,705,000	損害保険料 ㊾ 105,000	
仕入金額 (期中棚卸) ⑥ 38,829,000	修繕費 ㊿ 259,000	
小計 (⑤+⑥) ⑦ 42,534,000	消耗品費 ㊿ 348,000	
期末商品(製品)棚卸高 ⑧ 3,814,000	福利厚生費 ㊿ 177,000	
差引原価 (⑦-⑧) ⑨ 38,720,000		
差引金額 (④-⑨) ⑩ 9,594,000		
給料賃金 ⑪ 2,325,000		
外注工賃 ⑫		
減価償却費 ⑬ 373,749		
利子割引料 ⑭		
租税公課 ⑮ 165,000		
その他の経費 ⑯ 224,000		
	経費計 (⑩-⑯) ⑰ 5,064,749	
	専従者控除前の所得金額 (⑰-⑱) ⑲ 4,529,251	
	専従者控除 ⑳ 860,000	
	所得金額 (㉑-㉒) ㉑ 3,669,251	

○給料賃金の内訳

氏名 (年齢)	従事月数	給料賃金 月	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
〇〇 〇〇 (25歳)	12	1,020,000	1,275,000	15,600
〇〇 〇〇 (21歳)	12	840,000	1,000,000	0
(歳)		210,000		
計	24	1,860,000	2,325,000	15,600

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

○事業専従者の氏名等

氏名 (年齢)	続柄	従事月数
市親 花子 (43歳)		12
()		
()		
延べ従事月数		12

右ページ「経費」参照

右ページ「専従者控除」参照

裏面

○売上(収入)金額の明細

売上先名	所在地	登録番号(法人番号)	売上(収入)金額
〇〇 (株)	〇〇〇〇		15,026,000
〇〇 商店	〇		10,141,000
〇〇 (有)	あ		8,337,000
〇〇 商事	〇		7,819,000
〇〇 商事	〇		1,000,000
上記以外の売上先の計			5,627,000
右記①のうち軽減税率対象	うち	円	計 ① 47,950,000

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	登録番号(法人番号)	仕入金額
〇〇 (株)	〇〇〇〇		17,006,000
〇〇 商店	〇		7,837,000
〇〇 (有)	き		5,469,000
〇〇 商事	〇		5,133,000
〇〇 商事	〇		500,000
上記以外の仕入先の計			3,334,000
右記②のうち軽減税率対象	うち	円	計 ② 39,279,000

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	取得価額 (償却保証額)	償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	償却率又は改定償却率	本年中の償却期間	本年分の普通償却費 (㉑×㉒×㉓)	特別償却費	本年分の償却費合計 (㉑+㉓)	事業専用割合	本年分の必要経費算入額 (㉑×㉔)	未償却残高 (期末残高)	摘要
本建建物(店舗)	50㎡	H9.7	10,000,000	9,000,000	定額	22	0.046	12	100,000	-	100,000	100%	100,000	100,000	均等償却
自動車(小型)	1台	R4.10	500,000	500,000	定額	4		12	125,000	-	125,000	80	100,000	218,750	
陸列棚	2台	R2.2	270,000	270,000	定額	8		12	33,750	-	33,750	100	33,750	104,062	
複写機	1台	R2.1	400,000	400,000	定額	5		12	80,000	-	80,000	100	79,999	1	
一括償却資産	-	R5	180,000	180,000	-	-	1/3	12	60,000	-	60,000	100	60,000	60,000	
計								12	398,750	-	398,750		373,749	482,813	

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の利子割引料	左のうち必要経費算入額
〇〇 〇〇	円	円	円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃貸物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料うち必要経費算入額
〇〇 〇〇	土地	円	円
		192,000	192,000

家事上の消費（家事関連費）は、経費に含みません。

経費の中に、次のような費用が含まれる場合には、これらの金額を除外します。

- ① 衣料費や食料費など家事上の費用
- ② 店舗兼住宅について支払った地代家賃や火災保険料、固定資産税、修繕費などのうち、住宅部分に対応する費用
- ③ 水道料や電気料、燃料費などのうち、家事に係る経費

※ 業務分と家事分は、使用面積や保険金額などの適切な基準によってあん分し計算します。

各科目の具体例と記入先

科目名		具体例	欄
収入金額	売上(収入)金額	令和6年中の売上(収入)金額 → 「売上(収入)金額の明細」④も記入してください。 ※ 掛け売りや未収金などのように、まだ実際に代金を受け取っていないものでも令和6年中に売り上げることが確定したものは、すべて令和6年中の収入金額になります。	①
	家事消費	商品などを家事のため消費したり、贈与した場合には通常の販売価格を記入します。 ただし、販売金額のおおむね70%の金額と仕入金額のいずれか多いほうの金額を記帳している場合は、その金額を収入金額とすることができます。	②
	その他の収入	空箱の売却代金やリベート、税込経理方式の場合の消費税及び地方消費税の還付税額など	③
売上原価	期首商品(製品)棚卸高	令和6年1月1日現在の商品などの棚卸高	⑤
	仕入金額(製品製造原価)	令和6年中の商品などの仕入金額 → 「仕入金額の明細」⑤も記入してください。 ※ 令和6年中の掛け買いや未払金などによる仕入でまだ代金を支払っていないものを含みます。	⑥
	期末商品(製品)棚卸高	令和6年12月31日現在の商品などの棚卸高	⑧
経費	給料賃金	従業員に支払った賃金など → 「給料賃金の内訳」⑩も記入してください。 ※ 事業に専従している親族に支払った給料は除きます(専従者控除に該当)。 ※ 給料賃金等を支払った従業員の氏名、年齢、従事月数、給料賃金・賞与額、源泉徴収税額を記入します。 源泉徴収税額は、年末調整後の金額を記入します。なお、年の中途で退職した人などで年末調整が行われていない人については、令和6年中に徴収した源泉徴収税額を記入します。	⑪
	外注工賃	修理などで外部に注文して支払った加工賃など	⑫
	減価償却費	使用可能期間が1年以上で、取得価額10万円以上の事業用資産、機械など → 「減価償却費の計算」⑨も記入してください。	⑬
	貸倒金	貸金等が回収不能になった場合など	⑭
	地代家賃	事業のために借りた地代や家賃など → 「地代家賃の内訳」⑧も記入してください。	⑮
	利子割引料	事業用資産の借入金に対する利子など → 「利子割引料の内訳」⑦も記入してください。	⑯
	租税公課	事業税、事業用資産の固定資産税、不動産取得税、事業用自動車の自動車税、同業組合費、印紙代など	㊀
	荷造運賃	販売商品の荷造りにかかった包装材料費や運賃など	㊁
	水道光熱費	事業のために要した電気、ガス、水道料など	㊂
	旅費交通費	事業のために要した電車賃、バス賃、宿泊代など	㊃
	通信費	事業のために要した電話、切手、はがき代など	㊄
	広告宣伝費	新聞雑誌等の広告、カレンダー、陳列装飾費など	㊅
	接待交際費	事業のために要した茶菓子代や飲食代など	㊆
	損害保険料	事業用資産に対する火災保険料など	㊇
	修繕費	建物、機械、備品等にかかった通常の維持修理代	㊈
	消耗品費	事業用自動車のガソリン代、帳簿や文房具等の購入費用 使用可能期間1年未満で、10万円未満の工具、器具、備品など	㊉
福利厚生費	従業員の慰安、保健、修養などのために支払う費用など	㊊	
雑費	上記以外の事業用の費用	㊋	
専従者控除	事業に従事している親族(事業専従者)に対する給与 → 「事業専従者の氏名等」⑭も記入してください。 ※ 事業主と生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が令和6年中に6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合には、その事業に従事している親族(事業専従者)1人につき、次の(1)と(2)のいずれか少ない金額を必要経費とすることができます。 (1) 860,000円(その事業専従者が配偶者以外の親族の場合は、500,000円) (2) 表面⑱の金額 ÷ (事業専従者数+1)	⑳	

【主な減価償却資産の耐用年数】 ※減価償却費の詳細については、裏面をご覧ください。

建物(鉄筋・事務所用)	50年	冷暖房設備(冷凍機出力22キロワット以下)	13年	陳列ケース(冷凍機・冷蔵機付きを除く)	8年
建物(鉄筋・店舗用)	39年	昇降機設備(エレベーター)	17年	冷蔵庫・洗濯機	6年
建物(石造・事務所用)	41年	乗用自動車	6年	冷房用又は暖房用機器	6年
建物(石造・店舗用)	38年	乗用軽自動車	4年	室内装飾品(主に金属製)	15年
建物(木造・事務所用)	24年	貨物自動車(ダンプ)	4年	食器類(陶磁器・ガラス製)	2年
建物(木造・店舗用)	22年	事務机・いす(金属製)	15年	ラジオ・テレビ	5年
電気設備(蓄電池電源設備を除く)	15年	キャビネット(金属製)	15年	パーソナルコンピュータ	4年
給排水設備	15年	応接セット(接客業用)	5年	看板	3年

日立市のホームページでは、申告会場案内等様々な情報を提供しています。併せてご利用ください。

【日立市ホームページアドレス <https://www.city.hitachi.lg.jp/>】